

2021年8月27日 全12頁

「バーチャルオンリー株主総会」が創設〔後〕

運営面では株主との情報伝達の双方向性や即時性の確保が求められる

金融調査部 研究員 小林章子

〔要約〕

- 2021年6月9日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同月16日に公布された（原則、2021年8月2日施行）。
- 改正内容として、上場会社を対象に、「場所の定めのない株主総会」、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」の開催を可能とする改正が盛り込まれている（2021年6月16日施行）。
- 「バーチャルオンリー株主総会」の運営においては、会社側（議長や取締役等）と株主との間での「情報伝達の双方向性や即時性」が確保されることが求められるところ、総会中に通信障害が起こった場合の対応、株主からの質問・動議の取扱い、総会決議の効力等、実務上検討すべき論点は多い。
- もっとも、本制度が、株主の利便性や発行会社のコスト削減にとどまらず、社会的要請である感染症対策を目的の一つとしていることも確かである。今後、「バーチャルオンリー株主総会」の実務の確立が期待される。

目次

産業競争力強化法等の改正法が成立.....	2
1. バーチャルオンリー株主総会の招集手続き.....	2
(1) 株主総会の招集の決定.....	2
(2) 株主総会の招集通知.....	4
2. バーチャルオンリー株主総会の運営面の論点.....	5
(1) 株主総会開催中に通信障害が起こった場合の対応.....	5
(2) 株主からの質問・動議の取扱い.....	7
(3) 株主総会決議の効力.....	9
(4) その他の運営面の論点.....	11
今後の展望.....	11
<後記>ユーグレナが国内初となるバーチャルオンリー株主総会を開催.....	12

産業競争力強化法等の改正法が成立

2021年6月9日、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」¹（以下、改正法）が可決・成立し、同月16日に公布された。原則として、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」である、2021年8月2日に施行されている²。

この改正法のうち、産業競争力強化法の改正（以下、改正産競法）では、上場会社を対象に、「場所の定めのない株主総会」、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」（物理的な会場を用意せず、役員や株主がインターネット等の手段により出席する株主総会³）の開催を可能とする改正が盛り込まれている。この改正については、原則の施行日に先んじて、2021年6月16日に施行されている。

本稿では、このバーチャルオンリー株主総会に関する改正内容のうち、株主総会の招集手続き（1.）及び運営面の論点（2.）について解説する⁴。

1. バーチャルオンリー株主総会の招集手続き

（1）株主総会の招集の決定

上場会社が、所管官庁の「確認」を経て、その定款に「場所の定めのない株主総会」の定めがある（あるいは、定めがあるとみなされる）こととなった場合には、その定款の定めに基づいて、「場所の定めのない株主総会」の招集手続きを行うことになる（改正産競法 66 条 2 項・3 項）。

「場所の定めのない株主総会」は、通常の株主総会（リアル株主総会）と同様、取締役（会社法 296 条 3 項）又は少数株主（会社法 297 条 4 項）が招集することができる（改正産競法 66 条 2 項）。（少数）株主は、レポート「前編」で述べた通り、定款変更のための確認申請を行うことはできない⁵が、上場会社が「確認」を受けた後の（みなし）定款の定めに基づいて、招集すること自体は認められている（Q&A⁶ Q4-2）。

招集にあたって決定すべき事項は、まず従来の株主総会における「場所」に代わって「場所の定めのない株主総会」とする旨（会社法 298 条 1 項 1 号）、及び株主総会の目的である事項があ

¹ 法務省ウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00264.html)

経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html)

² 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (<https://kanpou.npb.go.jp/20210730/20210730t00064/20210730t000640003f.html>)、経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210802001/20210802001.html>)

³ 脚注 1 の法務省ウェブサイト

⁴ この前段階の手続きである、上場会社の定款変更については、レポート前編『「バーチャルオンリー株主総会」が創設「前」』(https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20210824_022482.html) で解説している。

⁵ レポート前編の p.8 脚注 19 参照。

⁶ 経済産業省・法務省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する Q&A」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting_qa.pdf)

るときはその事項（2号）である（改正産競法 66 条 2 項）。

加えて、バーチャルオンリー株主総会においては、株主の利益の確保に資するものとして省令で定める事項として、次の事項を決定する必要がある（改正産競法 66 条 2 項・省令⁷3 条）。

株主の利益の確保に資するものとして省令で定める事項

- ①会社法第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項【**筆者注：書面による議決権行使を認める旨**】（法第六十六条第二項に規定する上場会社が会社法第二百九十八条第二項の法務省令で定めるものである場合【**筆者注：招集者が委任状勧誘を行う場合**】を除く。）
- ②場所の定めのない株主総会の**議事における情報の送受信に用いる通信の方法**
- ③株主が会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定による議決権の行使【**筆者注：書面による議決権行使又は電磁的方法による議決権行使**】をした場合であつて、当該株主が場所の定めのない株主総会の**議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱いの内容**

（出所）省令より抜粋。下線・太字・附番は筆者。

②の「議事における情報の送受信に用いる通信の方法」としては、例えば、「インターネット」や「電話」等のように定めることが想定される（Q&A Q4-5）。

また、③の「議決権の行使の効力の取扱いの内容」とは、リアル株主総会でも起こりうる、事前の議決権行使と総会の場での議決権行使の両方を行った株主について、どちらの議決権行使の効力を認めるか、という問題である。

Q&A では下記の通り、その株主が総会システムにログインした時点や総会の場で議決権を行使した時点において、事前の議決権行使の効力を失わせる旨の取扱いが例示されている。

Q4-6. 省令第 3 条第 3 号の「取扱いの内容」については、どのように定めれば良いですか。

A 株主が事前の議決権行使（会社法第 311 条第 1 項又は第 312 条第 1 項の規定による議決権行使）をした上で、当該株主が場所の定めのない株主総会の通信の方法を使用した場合に、事前の議決権行使の効力をどのように取り扱うかについての内容のことであり、具体的には、**①当該株主が場所の定めのない株主総会のシステムにアクセス（ログイン等）をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱いや、②当該株主が場所の定めのない株主総会の中で議決権行使をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱い等**が考えられます。なお、同号の「取扱いの内容」は、株主総会の招集通知の記載・記録事項となっています（省令第 4 条第 1 号）。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

⁷ 経済産業省・法務省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616004/20210616004-3.pdf>)

また、招集決定者は、上場会社がその招集の決定時において「省令要件」⁸を満たしていることを確認する必要がある（改正産競法 66 条 2 項、Q&A Q4-1）。

したがって、少数株主が招集する場合には、その少数株主自身がこの確認をすることになる。仮にその上場会社が、責任者の設置や各方針の策定等をしていないなど省令要件をみたさない場合であっても、その少数株主自身が責任者の設置や各方針の策定等を行うことで省令要件がみたされるときには、なお招集が可能とされている（Q&A Q4-3）。

（２）株主総会の招集通知

招集通知には、基本的に前記（１）の招集の決定事項の内容を記載することになるが、それに加えて、下記の事項を記載することとされている（改正産競法 66 条 2 項・省令 4 条）。

招集通知において追加的に記載すべき事項

- | |
|--|
| <p>①株主が場所の定めのない株主総会の<u>議事における情報の送受信をするために必要な事項</u></p> <p>②場所の定めのない株主総会の<u>招集の決定の時における第一条第二号及び第三号の方針【筆者注：「通信の方法に係る障害に関する対策」及び「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮すること」の方針】の内容の概要</u></p> |
|--|

（出所）省令より抜粋。下線・太字・附番は筆者。

①の「議事における情報の送受信をするために必要な事項」として、Q&A は、具体的には「通信の方法としてインターネットを用いる場合には、例えば、場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信が可能なウェブサイトのアドレス（URL）や、ID・パスワードを入力してログインする等の行為が必要である場合にはその方法や ID・パスワード等が想定され、通信の方法として電話による出席が可能であるものを用いる場合には、例えば、情報の送受信が可能な電話番号や、パスコードを入力する等の行為が必要である場合にはその方法やパスコード等が想定される、としている（Q&A Q5-1、下線・太字は筆者）。

また、「株主による質問や動議の提出、議決権行使等にあたって、株主が使用する機器においてマイク機能やカメラ機能を備えていること等が必要である場合には、そうした事項」も含まれると想定される、としている（Q&A Q5-1、下線・太字は筆者）。

さらに、総会に先立ち株主に事前登録を求める運用とする場合、「場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信が可能なウェブサイトのアドレス（URL）や ID・パスワード等に代えて、事前登録の方法や、事前登録をした株主に通知されるべき事項（URL や ID・パスワード等）の通知方法等」が想定される⁹、としている（Q&A Q5-1、下線・太字は筆者）。

⁸ 具体的には、①通信方法に関する事務の責任者の設置、②通信障害の対策についての方針の策定、③インターネット使用に支障のある株主の利益の確保に配慮するための対策についての方針の策定、④株主名簿上の株主数が 100 人以上、である。レポート前編の p. 6 参照。

⁹ この ID・パスワード等を株主ごとに設定した場合は、株主が保有する議決権数などの各株主の固有の事項が

②の「第一条第二号及び第三号の方針」とは、レポート「前編」で述べた、当局の「確認」を受けるために上場会社が策定した「通信の方法に係る障害に関する対策」の方針¹⁰及び「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮すること」の方針¹¹を指し、「株主が『方針の内容』のうち重要な点を理解するために必要な事項」を記載する必要がある（Q&A Q5-3、下線・太字は筆者）。仮に招集決定時の方針に確認時から変更がある場合には、変更後の方針を記載する必要がある。

2. バーチャルオンリー株主総会の運営面の論点

バーチャルオンリー株主総会の運営においては、各上場会社において策定した方針（情報の通信障害に関する対策についての方針、インターネットの使用に支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針）等に基づき、対応する必要がある。

そして、この運営上重要な観点としては、その総会が、会社側（議長や取締役等）と株主との間での「情報伝達の双方向性や即時性」（Q6-2）を確保しているものと評価されるものかどうか、であると考えられる¹²。

この観点に基づき、運営面の論点として考えられる、（1）株主総会開催中に通信障害が起こった場合の対応、（2）株主からの質問・動議の取扱い、（3）株主総会決議の効力、（4）その他の運営面の論点、について、以下で検討する。

（1）株主総会開催中に通信障害が起こった場合の対応

レポート「前編」及び前記1. の通り、上場会社は、定款の定めに先立つ当局の「確認」、招集決定時の要件及び招集通知の記載事項として、下記のような情報の通信障害に関する対策の方針を策定することが求められている。

各上場会社は、自社で策定したその方針に従って、適宜対応することになる。

「通信の方法に係る障害に関する対策」の方針の例（次ページに続く）

- ①通信の方法に係る障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムを用いること。
- ②通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段を用意すること。
- ③通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること。

（出所）審査基準より抜粋。下線・太字は筆者。

記載される議決権行使書面に記載すれば、招集通知に重ねて記載する必要はない（Q&A Q5-2）。

¹⁰ レポート前編の pp. 6-7 及び本レポート p. 5 参照。

¹¹ レポート前編の pp. 6-7 参照。

¹² Q&A は、議事参加に支障がない運営がされていれば、軽微なタイムラグがあることのみをもって情報の即時性が失われるものではないこと（Q6-2）、また議事の送受信に用いる通信の方法としては議長の発言時の顔等を映せるように映像を伝達できるものが望ましいとしている（Q6-3）。

「通信の方法に係る障害に関する対策」の方針の例（続き）

④場所の定めのない株主総会において法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 317 条括弧書（種類株主総会にあっては、同法第 325 条において準用する同法第 317 条括弧書）の決議【**筆者注：株主総会の延期または続行の決議**】について諮ること。

等

（出所）審査基準より抜粋。下線・太字は筆者。

④の株主総会の延期又は続行の決議について、そもそも、バーチャルオンリー株主総会においては、通信障害等により、議事を適切に進行することに「著しい支障」、つまり仮にそのまま総会決議を行ったとしても、多数の株主がその決議に実質的に参加できていないことなどを理由として、その決議の効力が覆されうるような事態が生じる場合が想定される。

このような場合、まず、通常の株主総会でも認められている、議事進行に関する議長の権限（会社法 315 条）に基づき、議長が合理的な裁量の範囲において対処することが考えられる。例えば、いったん休憩の時間とした上で、その間にシステム担当者が対応して通信の回復を図り、回復しだい議事を再開する、といった対処が考えられるだろう。

もしこのような対処も難しく、議事をこれ以上進行することが不可能な場合は、通常の株主総会でも認められている、総会の延期・続行¹³の株主総会決議（会社法 317 条）を行い、延会・継続会とすることが考えられる。

ただし、バーチャルオンリー株主総会の場合、通信障害により株主のアクセスが遮断され、その回復が困難となるようなことが起これば、このような延期・続行の決議自体、行えないことが想定される。

そこで、改正産競法では、まず、総会の延期・続行については議長に一任する旨の株主総会決議（議長一任決議）を行い、その決議に基づいて議長が延期・続行を決定する¹⁴ことができるものとした（改正産競法 66 条 2 項・会社法 317 条、Q&A Q7-1）。例えば、総会の冒頭で議長一任決議を行っておき（Q7-5）、その後通信障害の生じたタイミングで、議長が冒頭の決議に基づき、その裁量において、その総会の延期又は続行を決定することが考えられる。

さらに通信障害の程度によっては、この議長一任決議に基づいた延期・続行の決定について、総会に参加した株主に伝達することすら一切できないことも考えられるところ、Q&A では、招集通知等により対応方法を株主に事前周知した上で、会社のウェブサイト上への掲載等により対

¹³ 議事に入る前に通信障害等により著しい支障が生じた場合には延期、すでに議事に入った後である場合には続行となる。いずれも後日の審議（延会・継続会）は別個の総会ではないため、招集通知の発出等は不要である。江頭憲治郎『株式会社法 第 8 版』（有斐閣）p. 366 注(2)参照。

¹⁴ この延期・続行の議長一任決議を行うことができる通信障害の原因には特に限定はなく、停電やシステムの不具合による場合だけでなく、運営側にその障害の帰責事由がある場合も（濫用的な場合を除き）含まれるとされている（Q&A Q7-2、7-3）。

応することが例示されている（Q7-6）。

Q7-6. 延期・続行の議長一任決議に基づく延期・続行の決定をする場合において、通信障害によって、議長が当該延期・続行の決定を行う旨をその場で伝達することすら一切できないようなときには、株主に対して、当該延期・続行の決定の内容をどのように知らせることが考えられますか。

A 例えば、会社のウェブサイトに掲載する等の方法により、株主に対して当該延期・続行の決定の内容を知らせることが考えられます。また、そうした場合に備えて、招集通知等において、場所の定めのない株主総会の運営に関して変更が生じた場合にその変更内容を知らせる方法等を記載・記録しておくことが望ましいと考えられます。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

（２）株主からの質問・動議の取扱い

バーチャルオンリー株主総会における株主からの質問¹⁵や、いわゆる動議¹⁶の取扱いについては、会社法の原則どおり（すなわちリアル株主総会と同様に）、株主からの質問等を受け付ける必要があります、それらを受け付けない取扱いは許容されていない（Q&A Q6-4）。仮にバーチャルオンリー株主総会において質問等を受け付けないこととすると、株主が質問等を提出する機会が一切失われることになるため、当然といえるだろう。

その上で、バーチャルオンリー株主総会における、株主からの質問・動議の取扱いについては、リアルとバーチャルを併用する「ハイブリッド型バーチャル株主総会¹⁷」（特に、会社法上の出席として扱われる「出席型」）における取扱いも参考にできると思われる。

例えば、2020年2月26日に経済産業省が公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下、実施ガイド）¹⁸では、出席型でのバーチャル出席株主からの質問・動議の取扱いについて具体的に記載されており、これが参考になるだろう。

例えば、実施ガイドでは、「バーチャル出席株主からの質問等を受け付ける場合には、テキストでの受付が想定されるところ、議長が指名してから打ち込まれることになると議事運営に支障が生じることから、予め質問内容が記入されたものを受け付けることが現実的である。」（下線筆者）としており、株主が議長に指名される前に、あらかじめ質問を受け付けることを想定している¹⁹。バーチャルオンリー株主総会においても、これと同様の方法で、株主からの質問を受

¹⁵ 株主総会に出席した株主は、その総会において質問ができる（会社法 314 条）。

¹⁶ 株主総会に出席した株主は、その総会において議案提案権の行使ができる。ただし、総会の目的である事項かつその株主が議決権を行使できる事項についてのものに限られる（会社法 304 条）。

¹⁷ ハイブリッド型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在しない株主が、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席または参加することができる株主総会をいう。株主総会への会社法上の「出席」と扱われるもの（出席型）と、扱われないもの（参加型）の2パターンが想定されている。「参加型」は会社法上の出席と扱われないことから、株主は、株主総会において出席した株主により行うものとされている質問や、いわゆる動議を行うことはできない。

¹⁸ 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>)

¹⁹ 実施ガイド p. 20。総会の場における質問であるため、取締役等には説明義務が生じる（会社法 314 条本文）。

け付けることが考えられるだろう。

その上で、実施ガイドでは、「その場合、議長がその質問内容を確認した上で当該質問を取り上げるか否かを判断することが技術的に可能になる。議長において上記判断が可能になることをよいことに、例えば、現経営陣に対して敵対的な質問であるという理由のみで殊更にこれを取り上げないなどの、恣意的な議事運営が許されないことはいうまでもない。」(下線筆者)としており、恣意的な議事運営についての懸念を示している。

この懸念はバーチャルオンリー株主総会の場合にも同様に当てはまると考えられる。特にバーチャルオンリー株主総会の場合、リアル出席株主による質問等の機会がなく、会場における株主の質問等の機会の保障は、一義的に、バーチャル出席株主の質問等への対応に委ねられているといえる。そのため、恣意的な議事運営と捉えられないよう、株主の質問等のうちどれを取り上げるかの判断については、(決議の効力への影響という観点でも) より一層の配慮が必要であろう。

他方で、実施ガイドは、バーチャル出席株主はリアル株主総会の出席者に比べて質問等への心理的ハードルが下がると考えられることや、質問等の内容のコピー&ペーストや複数社の株主総会に同時に出席することが可能になることから、バーチャル出席株主による濫用的な質問等が行われることによる弊害の可能性にも言及している²⁰。バーチャルオンリー株主総会においては、この弊害の可能性がより大きな課題となると考えられる。恣意的な議事運営と捉えられないための配慮とあわせて、株主の質問や動議の取扱いについては、慎重かつ実務対応可能なレベルでの対応方法を検討することが必要であると思われる。

具体的な対応方法について、実施ガイドでは、質問についてはあらかじめ運営ルール(1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限のほか、質問を取り上げる際の考え方等)を定め、招集通知やウェブサイト上で通知した上で、総会当日はあらかじめ用意されたフォームにバーチャル出席株主が質問内容を書き込み、会社側が運営ルールに従いその質問内容を確認し、取り上げる質問を選択することを提案している。加えて、総会の場で回答できなかった質問については、株主総会の後日、その概要を公開することを提案している²¹。

他方で、議事進行中にリアルタイムで提出される動議については、事前に質問内容がテキストで確認できる質問と比べて、会社側にとってより対応が難しいと考えられる。実施ガイドでは、動議の提出については、事前に招集通知等でリアル株主総会への出席を促した上で原則としてリアル出席株主からの動議を受け付けることを提案し、また動議の採決については、バーチャル出席株主は棄権又は欠席として扱う(リアル出席株主のみで採決する)旨を事前に招集通知等で案内することを提案している²²が、リアル出席株主の存在しないバーチャルオンリー株主総会においては、当然のことながらこれらの対応によることはできず、バーチャル出席株主によるリアルタイムでの動議の提出・採決を認める必要がある。

²⁰ 実施ガイド pp. 20-21。

²¹ 実施ガイド p. 21。

²² 実施ガイド p. 22。

そのため、バーチャルオンリー株主総会においては、なによりもまず、バーチャル出席株主からの動議をリアルタイムで受け付けるためのシステム面での体制を整えることが求められると考えられるだろう。その上で、リアルタイムで出された動議への対応について、事前に、議長の裁量を含めた明確な運営ルールの策定と株主への周知をすることが有効と思われる²³。

(3) 株主総会決議の効力

バーチャルオンリー株主総会においても、招集から当日の進行までの各局面において、後々、その決議の効力に問題が生じるケースが考えられる。

Q&A では、下記に挙げる①～③のケースについて、それぞれ解釈が示されており、いずれも決議の瑕疵の程度次第で、決議取消事由（会社法 831 条 1 項）や決議不存在または無効事由（同法 830 条）に該当しうるとしている。

ケース① 総会において事前に策定した方針と異なる対応をした場合

Q2-2. 省令第 1 条第 2 号及び第 3 号の「方針」について、実際の場所の定めのない株主総会において、各社において定めていた「方針」の内容とは異なる対応をした場合には、そのことをもって株主総会の決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）に該当することになりますか。

A 法第 66 条及び省令第 1 条第 2 号や同条第 3 号は、両大臣の確認を受ける時及び場所の定めのない株主総会の招集決定の時にそれぞれの「方針」を定めていることを求めるものであり、それらの時点で「方針」が定められていれば、場所の定めのない株主総会において各社において定めていた「方針」の内容とは異なる対応をした場合であっても、そのことのみをもって法第 66 条及び省令第 1 条第 2 号や同条第 3 号の違反となるものではないと考えられます。他方で、「方針」が著しく形骸化していたことにより不適切な対応がなされる等して、「株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」（会社法第 831 条第 1 項第 1 号）に該当する場合には、株主総会の決議取消事由があると認められることとなります。ただし、当該違反が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認められれば、いわゆる裁量棄却（同条第 2 項）によって請求が棄却されることはあり得ると考えられます。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

²³各上場会社が事前に策定した方針に基づいて、実際の総会において行われた（あるいは行われなかった）対応等については、議事録への記載・記録が求められる（改正産競法 66 条 3 項・会社法 318 条 1 項・省令 5 条 3 項）。そのためこれを手掛かりに、総会に出席しなかった株主からも、決議の効力等を含め、株主総会での対応について問題提起がされる可能性もある。

ケース② 招集決定時に省令要件を満たしていなかった場合

Q4-7. 場所の定めのない株主総会の招集決定の時に省令要件を満たしていないにもかかわらず、株主総会を場所の定めのない株主総会とした場合には、そのことをもって、株主総会の決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）に該当することになりますか。

A 当該場合には、「株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」（会社法第 831 条第 1 項第 1 号）に該当し、株主総会の決議取消事由があると認められる可能性や、決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）があると認められる可能性はあります。なお、株主総会の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するとして決議取消事由があると認められる場合であっても、当該違反が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認められれば、いわゆる裁量棄却（会社法第 831 条第 2 項）によって請求が棄却されることはあり得ると考えられます。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

ケース③ 総会において通信障害が生じた場合

Q8-1. 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合に、どのようなときに決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）に該当し、どのようなときにこれらに該当しないと解することができますか。

A 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合における決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）の該当性については、通信障害が生じたタイミングや通信障害が議事に与える影響等にも左右され、一律に結論付けることは困難であると考えられます。

その上で、例えば、株主側の事情（株主側の通信環境の不具合等）により通信障害が生じた場合等には、それが決議取消事由となることはないと解することも可能と考えられます。他方で、採決のタイミングで、通信障害により大多数の株主の議決権行使が妨げられたような場合等には、決議不存在事由と評価される可能性があると考えられます。

（出所）Q&A より抜粋。下線・太字は筆者。

ケース③の通信障害が生じた場合の決議の効力については、バーチャルオンリー株主総会の場合、特に留意する必要があると考えられる。すなわち、全株主がオンラインで出席しているなかでの通信障害は株主の共益権の侵害に直接的につながるだけでなく、特に開催側のシステム障害などによる場合には株主の大部分が出席できない事態が生じることが想定されることから、決議の瑕疵の程度が大きいものとして、決議不存在事由と評価される可能性もあるためである。

上場会社は、レポート「前編」で述べた通信障害に対する方針の策定²⁴において、具体的なケースに応じたきめ細かい対応をあらかじめ検討しておくことや、総会の場で議事を進行する議長において、一定の裁量のもと、前記（１）の総会の延期・続行の決定を含めた柔軟な判断を行うことなどが求められる。

（４）その他の運営面の論点

実施ガイドでは、前記（１）～（３）に挙げた論点のほかにも、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」の運営に際しての法的・実務的論点について、考え方が示されている。例えばバーチャル出席株主の本人確認（なりすましの危険性等）についての考え方などは、バーチャルオンリー株主総会の運営においても参考にすることができるだろう。

また、経済産業省が2020年7月22日に公表した「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会 報告書²⁵」及び2021年2月3日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」（以下、実施事例集）²⁶では、実施ガイドの公表後、2020年中に開催されたハイブリッド型バーチャル株主総会についての実施事例や、実際の運用における考え方等が示されている。

実施事例集では、例えば、「バーチャル出席株主がリアル出席株主と同じ会議体に参加している一体感を得ることができるよう、議決権行使とは別に、『拍手』ボタンを設置した」（グリー株式会社）²⁷など、現場での具体的な取り組み事例が掲載されており、興味深いものとなっている。グリーの事例は、一体感の醸成だけでなく、株主の意思を会社側に伝えるという意味で、情報伝達の双方向性にも資する取り組みといえよう。

今後の展望

バーチャルオンリー株主総会は、レポート「前編」で述べた通り、「株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる」ものとして創設された制度であり²⁸、理念上は、株主総会を開催する会社側と、出席する株主の双方にとって、メリットのある制度といえるだろう。

他方で、実務担当者にとっては、実務が確立していないなかで、株主の利益の確保に配慮するための判断が求められることになる²⁹。特に運営面において、「株主との情報伝達の双方向性や即時性の確保」が求められるところ、通信障害等の発生や質問等の取扱いに際して、どのような

²⁴ レポート前編の p. 7 参照。

²⁵ 経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/pdf/20200722_1.pdf)

²⁶ 経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-2.pdf>)

²⁷ 実施事例集 p. 35。

²⁸ レポート前編の pp. 3-4 参照。

²⁹ 議決権行使助言会社である ISS は、会社と株主との有意義な対話を妨げる懸念や、ベストプラクティスへのコンセンサスがないことを理由に、定款変更に対抗推奨したようである。中川雅博「2021年六月総会を振り返って」（商事法務 No. 2269） p. 37。

場合に決議に瑕疵が生じるのか、その瑕疵がどの程度であれば決議取消などとなりうるのか、それを防止するためにはどの程度の体制やインフラ面の整備（特にシステム投資）が必要なのか、などについて、検討する必要が生じるものと考えられる。

改正産競法の施行直後である、今年6月の総会においては、招集通知発送後の施行であったことから、実際にバーチャルオンリー株主総会を開催した会社はなかったものの、来年以後に備えて、バーチャルオンリー株主総会のための定款変更を行った会社が10社あったとのことである³⁰。

本制度が、株主の利便性や発行会社のコスト削減にとどまらず、社会的要請である感染症対策を目的の一つとしていることにも照らすと、今後、株主の利益の確保に配慮しつつ、活性化・効率化・円滑化につながるような、バーチャルオンリー株主総会の実務が確立されていくことが期待される。

＜後記＞ユーグレナが国内初となるバーチャルオンリー株主総会を開催

- ・報道によれば、本稿脱稿後の2021年8月26日、株式会社ユーグレナ（東証一部上場）の臨時株主総会において、国内初となるバーチャルオンリー株主総会が開催されたとのことである（経過措置に基づくみなし定款変更による開催）。
- ・この総会には遠方からの株主を含めたおよそ550人の株主が参加したとのことであり、まさに本制度が目的とした株主の便益や感染症対策に資するものといえるだろう。
- ・今後、この事例も参考に、バーチャルオンリー株主総会の実務が確立されていくことが期待される。

³⁰ 脚注29 p.37。